

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

- ・該当なし。

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・債権は保有していない。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品 一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給与引当金 退職金規程による金額を積立している。
 - ・賞与引当金 一特に積立金は計上せず、事業収益により支払っている。

3. 重要な会計方針の変更

- ・平成25年度より新会計基準に移行した。

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・退職金規程に基づき法人内で資金留保し積立を行なっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

当法人は、すべての拠点区分が社会福祉事業に該当する為、第2様式の作成を省略した。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 法人本部拠点(社会福祉事業)
 - 「本部会計」
 - イ 特別養護老人ホーム福福の里拠点(社会福祉事業)
 - 「特別養護老人ホーム福福の里」
 - 「ショートステイ福福の里」
 - 「デイサービスセンター福福の里」
 - 「居宅介護支援事業所福福の里」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	398,201			398,201
建物	767,757,423		20,347,014	747,410,409
合計	768,155,624		20,347,014	747,808,610

計算書類に対する注記(法人全体用)

						役員 の 兼務等	事業上 の 関係				
--	--	--	--	--	--	----------------	----------------	--	--	--	--

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務

「該当なし」

14. 重要な後発事象

「該当なし」

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

平成25年4月1日付、基本財産の建物についての、減価償却期間を39年から44年に変更した。

平成25年4月1日付、国庫補助金等特別積立金の取崩期間39年から44年に変更した。

平成27年度より実施された介護報酬減額改定に伴う、安定運営の準備の為、27年9月に長期運営資金5千万円借入した。

特別会計(仮称)特別養護老人ホーム福岡福福の里 施設・設備整備工事が着工となり本部会計 貸借対照表に下記計数が加算されている。

流動資産(現金預金68,334,724、前払費用645,288)流動負債(設備資金借入金274,000,000、前受収益12、仮受金1,766,800)固定資産(建設仮勘定206,786,800、)資産・負債合計275,766,812円計上している。